

日本セラムックス協会

セラムックス遺産規程

2024 年 11 月 28 日改訂 理事会承認

(総則)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本セラムックス協会（以下「本会」という。）が細則別表. 6 に定める日本セラムックス協会セラムックス遺産（以下「セラムックス遺産」という。）について必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 我が国の技術、産業の発展ならびに、国民生活、文化、経済、社会、教育に対して貢献した、セラムックス分野における技術史的、文化的価値の高いものを「セラムックス遺産」として次世代に伝えることを目的とする。

(認定基準)

第 3 条 セラムックス遺産とは、セラムックスに関して次の各号のいずれかに該当するものであって、既に他の遺産等に認定されているものや博物館、記念施設等で公開されているものも含む。また、動態保存として現在も活用されているものも含む。

- (1) 我が国の産業分野の技術革新や創造に貢献したもので、初出時点で独創性、新規性があったもの（明治以降の産業発展の基盤となったもの）
- (2) 社会、生活、文化など世の中の変革や発展に貢献したもの（新分野・新市場の創出、生活の発展や新生活様式の創出に貢献したもの）
- (3) 我が国の伝統に基づく技術、文化で次世代に教育的価値が高く伝承すべきもの（歴史的に価値のある技法、工法など）

(認定対象)

第 4 条 認定対象は、原則として次の各号のいずれかの項目に該当し、現存して視認できるものとする。

- (1) 保存、または実用されている装置、部材、製品、原料
- (2) 象徴的、代表的な土木建造物、プラント、構造物
- (3) 歴史的価値のあるプロセス技術等が記された資料

2 対象とする時代は、原則として明治時代以降とするが、伝統技術、文化については遡及も可能とする。

(遺産候補の推薦)

第 5 条 セラミックス遺産候補の推薦方法及び推薦有資格者は次の各号のとおりとする。

- (1) 本会は、毎年度、本会ウェブサイトおよびメーリングリストを通じて推薦募集を行う。
- (2) 推薦者は、推薦書を本会事務局あてに提出するものとする。
- (3) 推薦有資格者及び毎年度の推薦可能件数は下記のとおりとする。
 - ① 本会の特別会員代表者：1 件
 - ② 本会の支部長・部会長：2 件

(選考委員会)

第 6 条 セラミックス遺産選考のために、本会内にセラミックス遺産選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

- 2 推薦者及び遺産候補の所有者や管理者は、選考委員会の構成員になることができない。
- 3 選考委員会に必要な事項は、別途定める内規に従う。
- 4 選考委員会は、推薦者より提出された資料等の内容の審査にあたり、必要に応じて、現地調査やヒアリング調査を行うことができる。

(認定への同意)

第 7 条 選考委員会は、セラミックス遺産認定案件を決定する前に、遺産候補の所有者または管理者に対して、セラミックス遺産認定の同意書の提出を求めるものとする。

(認定と発表)

第 8 条 選考委員会委員長は、選考委員会における選考結果に選考理由書を添えて、会長及び表彰委員会委員長に報告する。

- 2 会長は、選考委員会からの報告に基づき、理事会に諮り、承認を得て、セラミックス遺産認定案件を決定する。
- 3 セラミックス遺産の認定数は、原則として、毎年度 5 件以内とする。ただし、別途制定する内規において、新規推薦件数や継続審査件数が認定数を大幅に超過した場合の認定件数を定めるとともに、毎回の募集要項において公表する。
- 4 セラミックス遺産認定案件を決定後、その所有者または管理者に対して、セラミックス遺産認定証を交付するとともに、セラミックス誌及び本会のウェブサイトで発表する。あわせて、選考委員会委員長名も公表する。

(認定証の授与)

第 9 条 認定証は、本会表彰式の中で、会長がその所有者または管理者の代表者に授与する。

(遺産の維持、保全)

第 10 条 認定済みのセラミックス遺産の維持、保全は、次の各号の方法にて行う。

- (1) 本会は、認定されたセラミックス遺産をウェブサイトで公開し、リスト管理を行う。
- (2) セラミックス遺産の管理者は、遺産の保全に努力する。
- (3) 本会は、セラミックス遺産の管理者に対し、定期的に、セラミックス遺産の現状確認を行う。自然災害その他の理由で、セラミックス遺産の管理者が遺産を維持することが困難となる状況を把握した場合、認定を解除したうえで、上記 (1) で公開された資料を本会が引き続き公開することを基本とする。

(認定の取り消し)

第 11 条 認定決定後、次の各号のいずれかの項目に該当する場合は、本会理事会における決議のうえ、認定を取り消すことができる。

- (1) 推薦内容や審査時に実施したヒアリング調査や現地調査において虚偽の内容があることが明らかとなった場合
- (2) その他、認定された遺産の所有者・管理者の行為が本会の名誉を著しく損なうと理事会が認めた場合

(規程の変更)

第 12 条 この規程を変更する場合は、表彰委員会の議を経て、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則 この規程は、理事会承認の日から施行する。

2023 年 5 月 16 日制定 理事会承認

2024 年 11 月 28 日 第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条一部改訂、第 7 条、第 11 条追加 理事会承認